

品川区ウクライナ避難民生活支援金支給事業実施要綱

制定 令和4年6月30日 区長決定 要綱第178号

改正 令和6年4月1日 部長決定 要綱第74号

(目的)

第1条 この要綱は、ロシアによる軍事侵攻により、ウクライナからの避難を余儀なくされた方の日本・品川区における当初の生活を支援するため支給する品川区ウクライナ避難民への生活支援金（以下「支援金」という。）の支給事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支援金は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「支給対象者」という。）を対象とする。

- (1) ロシアによる軍事侵攻により、ウクライナからの避難を余儀なくされた者として区長が認めたもの（以下「ウクライナ避難民」という。）であること。
- (2) 支援金の申請時において、品川区に居住し、住民登録していること。
- (3) 他の市区町村において、同様の趣旨の給付金等の支給を受けていないこと。

(支援金額)

第3条 支援金の額は、支給対象者1人につき10万円とし、予算の範囲において支給する。

2 支援金の支給は、支給対象者1人につき1回に限るものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の申請は、支援金を受けようとする支給対象者が属する世帯の世帯主（世帯主以外の者としてであって、区長が特に認めるものを含む。以下「申請者」という。）が、品川区長（以下「区長」という。）に対し、行うものとする。

2 支援金の申請は、品川区ウクライナ避難民生活支援金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、区長が別に定める書類を添付して、原則として、区長が定める窓口への持参または区長が定める送付先への郵送により行うものとする。

(受付開始日等)

第5条 申請書の受付開始日は、区長が別に定める日とする。

2 申請書の提出期限は、支給対象者が品川区に住民登録した日の翌日から起算して2か月を経過する日または本要綱の決定の日から2か月を経過する日のいずれか遅い日（郵送の場合は当日消印有効）とする。

(支給の決定)

第6条 区長は、第4条第2項の規定により提出された申請書を受け付けた場合は、速やかに内容を確認の上、支給の可否について決定し、品川区ウクライ

ナ避難民生活支援金支給決定（不支給決定）通知書（第２号様式）により通知する。

２ 支給決定を受けた申請者（以下「支給決定者」という。）に対する支援金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。

(1) 現金受領方式 区長が定める窓口において、支給決定者に対し、現金により支給する方式

(2) 振込方式 支給決定者の金融機関の口座への振込みにより支給する方式（申請書等の不備の取り扱い）

第７条 第４条第２項の規定により提出された申請書または申請書に添付された書類（以下「申請書等」という。）に不備等があり、区長が補正等を求めたにもかかわらず、申請者において不備等の解消がなされず、区長が指定する期限までに不備等の補正に至らなかったときは、当該申請書等による申請は取り下げられたものとみなす。

２ 区長が前条の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、区長が確認・補正等を求めたにもかかわらず、支給決定者において不備等の解消がなされず、支給決定者の責に帰すべき事由により、区長が指定する期日までに支援金が支給できなかったときは、当該申請書等による申請は取り下げられたものとし、当該支給決定を取り消すものとする。

（不当利得の返還）

第８条 区長は、支給決定者が第２条に掲げる要件に該当しないことが明らかとなった場合、または偽りその他の不正な手段により支給決定を受けたことが明らかとなった場合にあっては、当該支給決定者に対する支援金の支給決定を取り消すものとする。

２ 区長は、前項により支給決定を取り消した場合であって、既に支給した支援金があるときは、支給決定を取り消された者に対して、期限を定めて、支援金の返還を命ずるものとする。なお、支援金の返還時に必要となる品川区が指定する口座への振込手数料等の費用は、当該返還を命じられた者が負担するものとする。

３ 第１項の規定により支援決定が取消し（偽りその他の不正な手段により支給決定を受けたことが明らかとなった場合における取消しに限る。）となった者は、支援金の支給をうけた日から返還の日までの日数に応じ、当該支援金の返還額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

（その他）

第９条 この要綱の実施のために必要な事項は、区長室長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和４年２月２４日以降に品川区に住民登録をしたウクライナ避難民に対し、適用する。